

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

都城市監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果について報告する。

令和 6 年 2 月 20 日

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員 佐藤 紀子

目 次

	ページ
第1 監査の種類	1
第2 都城市監査基準への準拠	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の実施期間	2
第5 監査の着眼点及び主な実施内容	2
第6 監査の結果及び意見	
1 真栄産業株式会社（所管課：環境施設課）	3
2 都城市南部ふれあい広場管理運営委員会（所管課：環境施設課）	3
3 中郷商工会（所管課：みやこんじょPR課）	4
4 姫城地区体育協会、小松原地区スポーツ協会、五十市地区体育協会、 西岳地区まちづくり協議会（所管課：スポーツ政策課）	8
5 NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ （所管課：スポーツ政策課、高城総合支所地域生活課）	11
6 道の駅山之口株式会社（所管課：山之口総合支所産業建設課）	13
7 株式会社ROPE S（所管課：高崎総合支所産業建設課）	15
8 特記事項（収支報告書）について	16

凡 例

本報告書における法律及び用語の略称等は、次のとおりである。

- 1 自治法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- 2 出資団体 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち、4分の1以上を出資しているものをいう。
- 3 指定管理者 市が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例の定めるところにより指定し、当該公の施設の管理を行わせている法人その他の団体（自治法第244条の2第3項）をいう。
- 4 本件基本協定書 市と指定管理者との間で締結した基本協定書（都城市リサイクルプラザの管理運営業務に関する基本協定書等）をいう。
- 5 指定管理料は、消費税及び地方消費税を含む金額である。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

自治法第199条第7項後段の規定に基づく監査

第2 都城市監査基準への準拠

監査は、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に準拠し、実施した。

第3 監査の対象

次に掲げる出資団体及び指定管理者について、令和4年度の出納その他の事務の執行状況を監査の対象とした。ただし、必要に応じて令和3年度以前又は令和5年度についても監査の対象とした。

監査対象とした出資団体及び指定管理者は、次のとおりである。

1 出資団体

道の駅山之口株式会社（所管課：山之口総合支所産業建設課）

2 指定管理者

団体名	指定管理施設	所管課
真栄産業株式会社	・都城市リサイクルプラザ	環境施設課
都城市南部ふれあい 広場管理運営委員会	・都城市南部ふれあい広場	環境施設課
中郷商工会	・金御岳公園	みやこんじょPR課
姫城地区体育協会	・姫城地区体育館 ・姫城公園運動広場	スポーツ政策課
小松原地区スポーツ 協会	・小松原地区体育館 ・小松原市民広場	スポーツ政策課
五十市地区体育協会	・五十市地区体育館 ・鷹尾市民広場	スポーツ政策課
西岳地区まちづくり 協議会	・西岳地区体育館 ・西岳市民広場	スポーツ政策課
NPO法人都城ぼん ちスポーツクラブ	・都城市高城運動公園 ・高城勤労青少年ホーム、石山体 育センター、高城農村環境改善セ ンター	スポーツ政策課 高城総合支所地域生 活課
道の駅山之口株式会 社	・道の駅山之口（ふるさと産品販 売所、農林水産物直売・食材供給 施設、農林水産物処理加工施設）	山之口総合支所産業 建設課
株式会社ROPE S	・高崎大牟田農産加工センター ・高崎江平農産加工調理センター	高崎総合支所産業建 設課

第4 監査の実施期間

監査は、令和5年6月6日から令和5年11月2日まで、指定管理施設、所管課及び監査委員事務局において実施した。

第5 監査の着眼点及び主な実施内容

出納その他の事務の執行が法令、条例、規則、基本協定書等（以下「法令等」という。）により適正に処理されているかについて、次に掲げる事項を着眼点として実施した。

監査の実施に当たっては、事前に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、照合、調査及び確認の作業を経た後、指定管理施設及び所管課に赴いて関係書類の閲覧、現場確認及び関係者からの説明聴取を行った。

1 出資団体に対する着眼点

- ① 出資目的に沿って適切かつ効果的な事業運営が行われているか。
- ② 財務諸表に経営成績及び財政状態が正しく表示されているか。
- ③ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。
- ④ 出資団体に対する所管課の指導は適切か。

2 指定管理者に対する着眼点

- ① 指定管理者の指定手続等は、法令等に基づき適正に行われているか。
- ② 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③ 利用料金の金額の設定及びその運用等は、適正か。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、会計経理等は、適切か。
- ⑤ 令和3年度までの監査指摘事項を踏まえた対応が行われているか。
- ⑥ 指定管理者に対する所管課の指導は適切か。

第6 監査の結果及び意見

1 真栄産業株式会社（所管課：環境施設課）

（1）指定管理の概要

協定書名	都城市リサイクルプラザの管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	都城市リサイクルプラザ
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
指定管理料	83,176,205円（令和4年度）

（2）監査の結果

本件基本協定書第18条第1項は、指定管理者は、同協定書別紙1の管理物件のうち備品等（Ⅱ種）を、市が指定管理者に対して支払った指定管理料の中から購入し、指定管理業務実施の用に供するものとする旨を定めている。また、本件基本協定書第18条第3項は、指定管理者は、第1項に定めるもののほか、自己の費用で購入した備品等（Ⅲ種）を、指定管理業務実施の用に供することができる旨を定めている。

ところが、収支報告書において人件費（福利厚生費）の勘定科目に冷蔵庫の購入費が計上され、施設所管課はこれを把握していなかった。

なお、税法上、福利厚生費として、職員の福利厚生のために購入する冷蔵庫を計上することは認められよう。しかし、本市においては、職員の福利厚生のために公費での冷蔵庫の購入は行っていない。このことから、指定管理者が福利厚生費として、指定管理料から冷蔵庫（Ⅱ種備品）を購入することについては大いに疑問がある。指定管理者が指定管理施設に従事する職員のために冷蔵庫を購入する場合には、自己の費用で購入し、備品等（Ⅲ種）とすることが相当である。

2 都城市南部ふれあい広場管理運営委員会（所管課：環境施設課）

（1）指定管理の概要

協定書名	都城市南部ふれあい広場の管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	都城市南部ふれあい広場
指定期間	令和元年10月1日から令和5年3月31日まで（3年6月間）
指定管理料	12,079,603円（令和4年度）

（2）監査の結果

指摘する事項はなかった（軽微な内容については、別途指導）。

3 中郷商工会（所管課：みやこんじょPR課）

（1）指定管理の概要

協定書名	金御岳公園の管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	金御岳公園
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
指定管理料	14,379,000円（令和4年度）

（2）監査の結果及び意見

ア 第三者委託を前提とする指定管理者の指定について

平成29年度財政援助団体等監査報告書（8ページ）において「指定管理業務の大部分を第三者へ委託している施設もあり、このようなケースについては、指定管理者制度導入の是非についても検討する必要がある。」と意見を述べた。この意見に対して、市長は、「平成29年度監査の結果に基づく措置状況等について」（平成30年7月31日付都総第108号）において、「住民サービスの向上を図る上で、第三者委託の範囲が適正であるかも踏まえ、モニタリング等を通じ、総合的に指定管理者制度導入の是非を判断していく。」と通知した。

ところが、令和2年度の金御岳公園における指定管理者の募集において、指定管理業務の大部分を第三者に委託することを内容とする応募者の申請に基づいて、市長は引き続き同じ指定管理者を指定した（都城市都市公園条例（平成22年条例第42号。以下「都市公園条例」という。）第4条第1項）。

指定管理者の「指定」行為は、原則として指定管理者自らが行う指定管理行為に着目して行うものであるから、指定管理業務のほとんどを第三者に委託することを内容とすることは、指定管理者制度の趣旨に鑑みると大いに疑問があると言わざるを得ない。

イ 所管課における指導の欠如

自治法第244条の2第10項は、市長は、「指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と規定している。

ところが、市長（施設所管課）は、指定管理業務の大部分を第三者委託していることについて承認を与えているにもかかわらず、指定管理者と第三者との委託契約の内容、委託の結果等について、確認していなかった。

この結果、次に掲げるような不適切な取扱いが認められた。

（7）本件基本協定書に違反する第三者委託契約

本件基本協定書第13条第2項は、指定管理者（乙）が市（甲）の承諾

を得て、指定管理業務の一部を第三者（丙）に実施させる場合には、指定管理者（乙）は当該第三者（丙）が更に他の第三者（丁）に業務を再委託することを禁じている。

ところが、指定管理者（乙）は、第三者委託業者（丙）との間の業務委託契約書（警備巡回業務委託に係るものを除く。）において、指定管理者（乙）が承認したときは、第三者委託業者（丙）は更に他の第三者（丁）に委託することができる旨を規定していた。

(イ) 自動販売機の無許可設置

指定管理者（乙）が指定管理施設内に管理業務の一環として自動販売機を設置することは認められるが、指定管理者（乙）から再委託を受けた第三者受託者（丙）が指定管理施設に自動販売機を設置する場合には、市の設置許可が必要である。

ところが、指定管理施設（サシバの館）の管理運営業務について指定管理者（乙）から再委託を受けた第三者受託者（丙）が、市の設置許可のないまま、当該施設に自動販売機を設置していた。

(ウ) 第三者受託者の収支

指定管理施設（サシバの館）の管理運営業務について、第三者受託者（丙）は、指定管理者（乙）との間で、受託料として1,440,000円を受領する旨の契約を締結しているところ、第三者受託者（丙）が作成した「令和4年度サシバの館収支報告書」において、当該施設の管理運営業務に伴う収入として受託料1,440,000円のほか、売店売上1,226,680円、自動販売機収入277,136円を計上し、支出として人件費1,577,590円、仕入等997,961円を計上していた。

指定管理者（乙）と第三者受託者（丙）との間で締結した契約において、指定管理施設内での売店に係る収支と指定管理料の関係が明確でない。

ウ 収支報告書について

(7) 収支均衡（収支差額0円）の決算

指定管理者は、市に対して「利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等」を記載した事業報告書を提出すべきこととされている。この収支状況等を記載した書類として、令和4年度の「金御岳公園施設管理運営業務特別会計収支決算書」が提出されたところ、その収支決算書の収入の部合計と支出の部合計が同額となっていた。

指定管理者が定めた「金御岳公園施設の管理運営業務事務処理規程」第17条は、中郷商工会は、金御岳公園施設の管理運営業務を遂行するため、事務会計管理費（上記規程上の管理費）として、金御岳公園指定管理業務会計から月額110,000円（年間1,320,000円）を手数料として徴する旨を定めている。

これに対して、令和4年度の「金御岳公園施設管理運営業務特別会計収支決算書」においては、「事務会計管理費」（決算上の管理費）として2,045,012円を計上し、その備考欄に「中郷商工会一般会計へ」と記載されている。

そうすると、決算上の管理費2,045,012円から上記規程上の管理費1,320,000円を控除した残額725,012円は、形式的には利益に当たるとはならない。

(イ) 事務会計管理費の計上

前掲決算書によると、本件指定管理業務に係る支出総額は14,379,026円である。この内訳は、指定管理業務の「直接経費」12,334,014円及び「間接経費」（事務会計管理費）2,045,012円である。そして、「直接経費」の内訳は、再委託費11,819,500円（直接経費の95.8%）及び指定管理者が自ら行って支出した経費514,514円（同4.2%）である。

このように、本件指定管理業務のほとんどを再委託している中で、「事務会計管理費」として2,045,012円を計上している。

公金から支払われる指定管理料について、ほとんどの業務を再委託している中で、「事務会計管理費」として2,045,012円を計上していることについて、市民の理解が得られるかは疑問があろう。

エ 定期モニタリングについて

自治法第244条の2第10項は、市長は、指定管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる旨を規定している。これを受けて、本市は、モニタリングを実施することとし、「指定管理者制度導入施設に対するモニタリング等実施マニュアル」を策定している。そして、本件基本協定書別紙2（金御岳公園指定管理業務仕様書）のⅢ（モニタリングに関する事項）の2（モニタリングの方法）において、市による定期モニタリングを年2回行う旨を定めている。

ところが、施設所管課は、令和4年度の定期モニタリングを行っていなかった。

市は、指定管理者が公の施設を管理している場合においても、公の施設の設置者として、施設の設置目的に基づく市民サービスを安定的に提供する責任、経済的・効率的に施設を管理する責任及び施設利用者の安全に対する責任等を負っている。

しかし、指定管理施設は、市庁舎から離れた場所に設置されており、また、職員が常駐をしていないことが多い等のため、その管理状況が明らかでないことが一般的である。このため、定期モニタリングは、指定管理施設について、施設所管課が、当該施設に赴き、その管理状況（利用状況、収支状況、

維持管理状況、事業実施状況等)について調査・確認することができる重要な機会であるといえることができる。

オ 備品について

指定管理者に貸与している備品(確認したもののほとんど)について、ラベルの貼付等(都城市財務規則(平成18年規則第65号。以下「財務規則」という。)第271条)がなく、市有備品であることが明らかでなかった。

4 姫城地区体育協会、小松原地区スポーツ協会、五十市地区体育協会、西岳地区まちづくり協議会（所管課：スポーツ政策課）

(1) 指定管理の概要

① 姫城地区体育協会

協定書名	姫城地区体育施設の管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	姫城地区体育館、姫城公園運動広場
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
指定管理料	1,181,869円（令和4年度）

② 小松原地区スポーツ協会

協定書名	小松原地区体育施設の管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	小松原地区体育館、小松原市民広場
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
指定管理料	2,240,680円（令和4年度）

③ 五十市地区体育協会

協定書名	五十市地区体育施設の管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	五十市地区体育館、鷹尾市民広場
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
指定管理料	1,912,108円（令和4年度）

④ 西岳地区まちづくり協議会

協定書名	西岳地区体育施設の管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	西岳地区体育館、西岳市民広場
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
指定管理料	1,224,595円（令和4年度）

(2) 監査の結果及び意見

ア 事業計画書及び事業報告書の提出時期について

(7) 事業計画書

本件基本協定書第19条第1項は、指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに事業計画書を提出すべき旨を定め、「指定管理者制度導入施設に対するモニタリング等実施マニュアル」第8は、事業計画書は3月までに市へ提出する旨を記載している。

ところが、施設所管課は、団体（指定管理者）の総会後のおおむね8月に事業計画書の提出を受けていた（上記（1）の①から④までに掲げる各

指定管理者)。

指定管理者制度においては、施設利用者の利便性向上や施設の効率的な管理による費用節減などを図る目的から、その管理については、指定管理者に一定の裁量を与えるとともに、履行が義務付けられる業務等については、その実施を担保するため、指定管理者に、事業計画書の提出を義務付けているものと考えられる。そうすると、施設所管課は、毎年度の事業開始前に、指定管理者から事業計画書の提出を受け、指定管理者による具体的な指定管理施設の年度管理計画を把握する必要がある。

(4) 事業報告書

都市公園条例第 24 条、都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成 22 年条例第 43 号）第 18 条及び都城市地区体育館条例（平成 18 年条例第 283 号）第 18 条は、指定管理者は、毎年度終了後 90 日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出すべき旨を規定している。

ところが、施設所管課は、団体（指定管理者）の総会後のおおむね 8 月に事業報告書の提出を受けていた（上記（1）の①から④までに掲げる各指定管理者）。

団体における内部手続としての総会における決算等の承認とは関係なく、本市との関係において、条例の定める期限内に、本市に対して、事業報告書を提出すべきである。

イ 事業計画書及び事業報告書の記載内容について

(7) 事業計画書

本件基本協定書第 45 条第 1 項は、指定管理施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができる旨を定めている。

自主事業の実施に当たっては、指定管理者が、指定管理施設において、指定管理業務以外の業務を実施するのであるから、指定管理施設の設置者である市（施設所管課）は、その自主事業が、指定管理施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲のものであるか否かを確認しなければならない。そのため、指定管理者は、事業計画書において自主事業の内容を明確かつ具体的に記載する必要がある（本件基本協定書第 45 条第 2 項参照）。

なお、自主事業は指定管理者が自己の責任と費用において実施するものであるから、自主事業に係る収支については、指定管理業務に係るものと明確に区別されなければならない。

ところが、指定管理者が提出した事業計画書に記載された事業が自主事業であるか否かが明確でなかった（上記（1）の①、②及び④に掲げる各

指定管理者)。

(イ) 事業報告書

本件基本協定書第 20 条第 1 項は、指定管理者は、毎年度終了後、指定管理業務に関し、指定管理業務の実施状況に関する事項等を記載した事業報告書を提出すべき旨を定めている。

ところが、指定管理者が提出した事業報告書には、基本協定書に定める事項の一部が記載されていなかった(上記(1)の①から④までに掲げる各指定管理者)。

事業報告書は、上記(ア)の事業計画書に記載された事業の実施状況や指定管理に係る収支の状況等について、年度終了後に、指定管理者から報告を求める文書であり、いわば指定管理業務に関する請負又は委任契約類似の履行確認の性格を有するものと解され、また、今後の施設の管理において基礎となる情報(管理に必要な費用等)でもあることから、極めて重要なものといえることができる。

ウ 修繕について

本件基本協定書第 14 条は、管理物件の修繕等については、原則として市が実施する(同条第 1 項)が、1 件につき 3 万円未満の軽微なもので、かつ、年度総額 20 万円を超えない範囲のものについては、指定管理者が実施する(同条第 2 項)旨を定めている。そして、本件基本協定書仕様書は、修繕費について、1 件当たり 3 万円以上のもの又は年間 20 万円を超えるものは市が負担する経費と記載している。

ところが、これらの金額を超える修繕費を指定管理者が負担していた(上記(1)の①から④までに掲げる各指定管理者)。

なお、制度主管課作成の「指定管理者制度様式集」(令和 4 年 2 月改訂)に登載されている基本協定書(以下「協定様式」という。)第 14 条第 3 項は、緊急性の高いもの等指定管理者が実施することが望ましいものについては、市と事前協議の上、指定管理者が修繕を実施できる旨を定めているが、本件基本協定書にはその旨の定めがない。

エ 備品について

(ア) ラベルの貼付

ラベルが貼付(財務規則第 271 条)されていない結果、市有備品であることが明確でなかった。

(イ) 備品台帳

市の備品台帳(財務規則第 259 条)と基本協定書に掲載されている備品とが一致していなかった。

5 NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ（所管課：スポーツ政策課、高城総合支所地域生活課）

(1) 指定管理の概要

協定書名	高城運動公園外3施設の管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	①都城市高城運動公園（所管課：スポーツ政策課） ②高城勤労青少年ホーム、石山体育センター、高城農村環境改善センター（所管課：高城総合支所地域生活課）
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
指定管理料	38,177,000円（令和4年度）

(2) 監査の結果及び意見

ア 修繕について

本件基本協定書第14条は、管理物件の修繕等については、原則として市が実施する（同条第1項）が、1件につき10万円未満の軽微なものについては、指定管理者が実施する（同条第2項）旨を定めている。そして、都城市高城運動公園における修繕費については、別途、本件基本協定書仕様書において、1件当たり10万円以上又は年間150万円を超える場合に市が負担する経費とする旨を定めている。

ところが、指定管理者の負担により、都城市高城運動公園において1件につき10万円以上の修繕を実施していた。

イ 備品について

(7) 減価償却費

指定管理料で購入する備品（Ⅱ種）については、当該備品に係る備品購入費を当該年度において全額を経費として計上する取扱いであるから、減価償却費が計上されることはあり得ない。

ところが、指定管理者は、令和2年度収支決算報告書において、令和元年度以前に購入した備品（Ⅱ種）の減価償却相当額を、備品購入費として計上し、施設所管課は、これを看過していた。

また、自己の経費で購入する備品（Ⅲ種）については、指定管理施設の収支報告書に備品購入費として計上するものではなく、したがって、減価償却費として計上することもない。

ただし、指定管理者が購入した備品（Ⅲ種）について、指定管理業務に必要であるものとして使用している場合には、当該備品について賃借料等の経費として計上することは考えられる。

(イ) 収支報告書における備品購入費（Ⅲ種）

指定管理者は、令和2年度から令和4年度までの収支決算報告書において、指定管理者が自己の費用で購入（5年分割）し、指定管理業務として使用している軽トラック（備品Ⅲ種）について、当該年度借入金返済相当額を、備品購入費として計上していた。

自己の経費で購入する備品（Ⅲ種）については、指定管理施設の収支報告書に備品購入費として計上することは相当でない。ただし、備品（Ⅲ種）について、指定管理業務に必要であるものとして使用している場合には、当該備品について賃借料等の経費として計上することは考えられる。

6 道の駅山之口株式会社（所管課：山之口総合支所産業建設課）

（1）出資団体の概要

出資金 10,500,000 円（出資比率 35.0%）

（2）指定管理の概要

協定書名	都城市山之口ふるさと産品販売所外2施設の管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	道の駅山之口（ふるさと産品販売所、農林水産物直売・食材供給施設、農林水産物処理加工施設）
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
指定管理料	3,051,000円（令和4年度）

（3）監査の結果及び意見

ア 収支報告書について

「指定管理者制度様式集」（令和4年2月改訂）51ページ（「1-26（収支報告書）」）において、指定管理業務に係る収支について、消費税及び地方消費税を含めた額（税込み）を記入する旨を定めている。

ところが、事業報告書における「管理運営に係る経費の収支実績」は、「税抜き・千円単位」で記載されていた。

イ 定期モニタリングについて

本件基本協定書別紙2（都城市山之口ふるさと産品販売所外2施設指定管理業務仕様書）のⅢ（モニタリングに関する事項）の2（モニタリングの方法）は、市による定期モニタリングを年2回行うと定めている。

ところが、施設所管課は、令和4年度の定期モニタリングの実施は1回であった。

なお、定期モニタリングの意義については、本報告書第6の3（2）エにおいて述べた。

ウ 施設改修について

指定管理者が、市と協議の上、自己負担（3,085,500円）で、指定管理施設をカフェとして利用するために一部改修したが、施設所管課は、この協議に関する文書を作成していなかった。

利用者を増やすことを目的に指定管理者の費用により施設を改修・改装することは合理性があろう。しかしながら、公の施設の一部改修については、指定管理業務終了後の原状回復の問題があること等を考慮すると、協議内容

に関する文書を作成し、もって、改修経緯の透明性を図ることが必要である。

エ 備品について

市の備品台帳（財務規則第 259 条）に登録されていた備品について、本件基本協定書に記載がなく、所在が確認できなかった。

7 株式会社ROPE S（所管課：高崎総合支所産業建設課）

（1）指定管理の概要

協定書名	都城市高崎農産加工センターの管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	高崎大牟田農産加工センター、高崎江平農産加工調理センター
指定期間	令和2年10月1日から令和7年3月31日まで（4年6月間）
指定管理料	10,308,680円（令和4年度）

（2）監査の結果及び意見

「指定管理者制度様式集」（令和4年2月改訂）51ページ（「1-26（収支報告書）」）において、指定管理業務に係る収支について、消費税及び地方消費税を含めた額（税込み）を記入する旨を定めている。

ところが、事業報告書における「実績報告書」（損益計算書、原価報告書、貸借対照表を添付）は、「税抜き」で記載されていた。

なお、上記損益計算書によると、令和4年度は3,514,066円の赤字であり、また、累積赤字は16,577,225円であった。

8 特記事項（収支報告書）について

（1）収支報告書の意義

自治法第244条の2第7項は、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、市に提出すべき旨を規定している。また、総務省は、事業報告書について、「管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものである」と通知している（平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知）。そして、制度主管課作成の協定様式第20条は、利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等を記載した事業報告書を提出すべき旨を定めている。

指定管理者に「収支状況等を記載した事業報告書」の提出を求める趣旨は、おおむね次に掲げることにあるものと解される。

- ① 公の施設に係る収支全体の状況を把握すること。
- ② 指定管理料及び利用料金の額の適否について検証すること。
- ③ 類似施設間の収支を比較し、公の施設の運営等を検討する際の判断材料にすること。

そして、指定管理に関する収支状況等を記載した事業報告書は、市の職員が常駐していない指定管理施設について、当該年度における指定管理業務の履行状況を、経理の面から確認するものであり、極めて重要な文書といえることができる。

（2）問題点及び意見

本監査報告書において指摘した収支報告書に関する不適切事例は、次に掲げるとおりである。

- ① 指定管理料で購入した冷蔵庫を人件費（福利厚生費）に計上していた事例（本報告書第6の1（2））
- ② 収入の部合計と支出の部合計が同額（収支差額0円）となっていた事例（本報告書第6の3（2）ウ（ア））
- ③ 6月末までに提出すべき事業報告書が8月に提出されていた事例（本報告書第6の4（2）ア（イ））
- ④ 備品（Ⅱ種）の減価償却相当額を、備品購入費として計上していた事例（本報告書第6の5（2）イ（ア））
- ⑤ 指定管理者が自己の費用で購入（5年分割）し、指定管理業務として使用している軽トラック（備品Ⅲ種）について、当該年度借入金返済相当額を、備品購入費として計上していた事例（本報告書第6の5（2）イ（イ））

指定管理施設は、市庁舎から離れた場所に設置されており、また、職員が常駐をしていないことが多いため、施設所管課は、その管理状況が明らかでないことが一般的である。このため、施設所管課は、指定管理者から提出された収支報告書等に基づいて、経理の面から指定管理施設の管理運営の適否等を把握

することになる。

施設所管課は、基本協定書で、収支報告書の提出を求めているものの、指定管理施設の業務内容に応じた収支報告書の様式を示していない。収支報告書が統一した様式のものであれば、施設所管課の担当者は、収支報告書の審査を画一的、効率的に行うことが期待できる。

監査委員監査の指摘（令和元年財政援助団体等監査報告書18ページ）を受けて、制度主管課は、令和3年3月、「指定管理者制度様式集」において収支報告書の様式を示した。

前述（上記①）のとおり、指定管理料で購入した冷蔵庫を人件費（福利厚生費）に計上していた事例があった。収支報告書の内容としては、指定管理料の適正価格の把握及び指定管理事務の合理化等に資する観点から、指定管理業務に関する勘定科目を分類することによって、指定管理施設における収支状況を把握することは極めて重要である。そのため、制度主管課は、指定管理施設における収入及び支出ごとに基本的な勘定科目及びその内容を明らかにする一方、施設所管課は、個別の指定管理施設に応じた勘定科目を追加・削除することが求められる。